

寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業

# 実施報告書

令和2年2月

愛知県弁護士会

## 1 モデル事業の概要

弁護士が弁護人・付添人として逮捕から裁判・審判終結までの刑事司法手続内での支援にとどまらず、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者（以下「犯罪をした者等」という。）に対して、刑事司法の各段階（検察・裁判・矯正・保護）において、定期的な面会、要望の聞き取り、居住手続きや就労窓口、医療・福祉等関係機関への引継ぎなど、各種支援を行うことにより、円滑な社会復帰や再犯防止に係る効果的な取組を検証する。

## 2 事業期間

2019年4月1日から2020年2月21日まで

## 3 支援対象者の要件

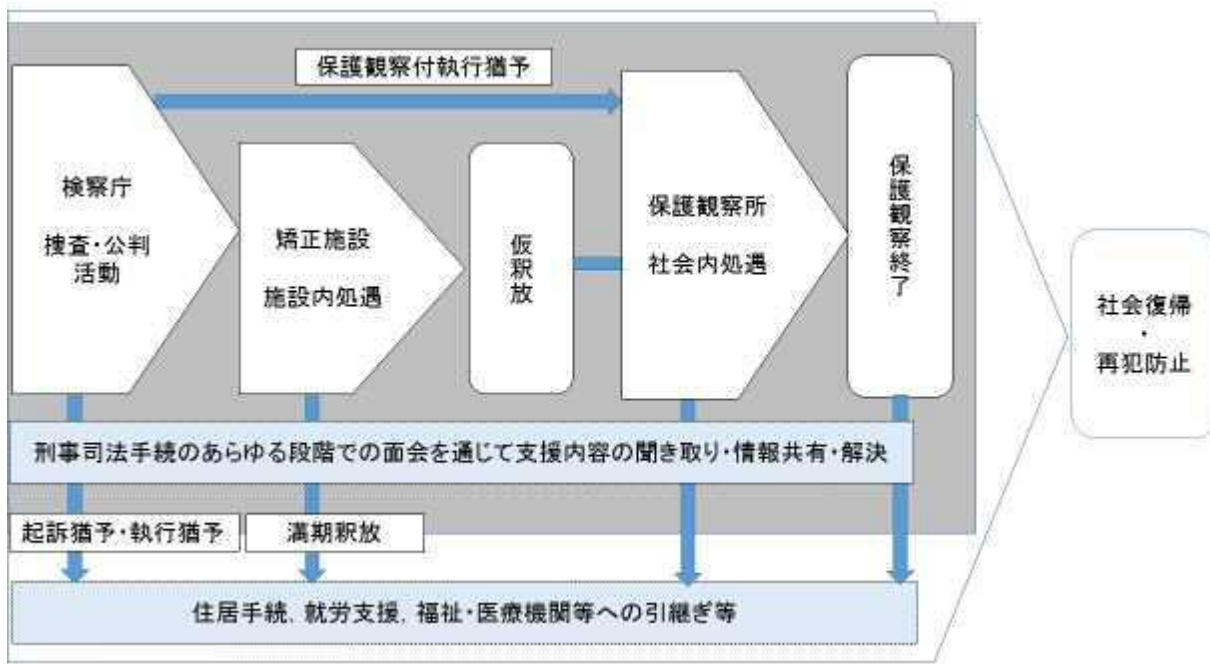
- (1) 2019年4月1日から2020年2月21日までに、愛知県内において、起訴猶予、執行猶予又は保護観察付執行猶予若しくは保護観察処分になった者で、愛知県内に居住している者又は居住予定がある者
- (2) 2020年2月21日までに愛知県内の矯正施設（刑事施設、少年院及び少年鑑別所）を出所（院）又は退所する者で、次に掲げる者とする。
  - ア 愛知県内の刑事施設に在所中の者又は出所した者で、愛知県内に居住している者又は居住予定がある者
  - イ 愛知県内の少年院に在院中の者又は出院した者で、愛知県内に居住している者又は居住予定がある者
  - ウ 愛知県内の少年鑑別所に在所中の者又は退所した者で、愛知県内に居住している者又は居住予定がある者
- (3) なお、対象者については、可能な限り、刑事司法の各段階（検察・裁判・矯正・保護）から、性別・年齢・罪種など幅広く選定するとともに、支援の開始に当たっては、当該事業による支援活動を受けることについて、対象者から書面による同意を得ること。

## 4 活動内容の要件

対象者の社会復帰又は再犯防止のために行う活動で、次に掲げる活動とする。

- (1) 対象者の刑事事件の弁護人又は少年事件の付添人である弁護士からの申出による支援活動
- (2) 過去に対象者の刑事事件の弁護人又は少年事件の付添人であった弁護士からの申出による支援活動
- (3) 対象者、対象者の親族、協力雇用主、保護司の希望に基づき対象者と面談した弁護士からの申出による支援活動
- (4) 検察庁、矯正施設又は保護観察所からの申出による支援活動
- (5) 地域生活定着支援センターその他の関係機関からの申出による支援活動

(参考) 事業イメージ図

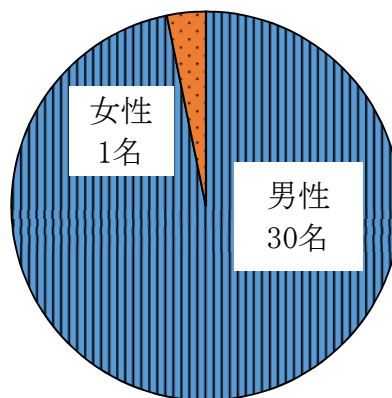


## 5 支援対象者の実績人数

(1) 男女別の実績人数

男性	30名
女性	1名
計	31名

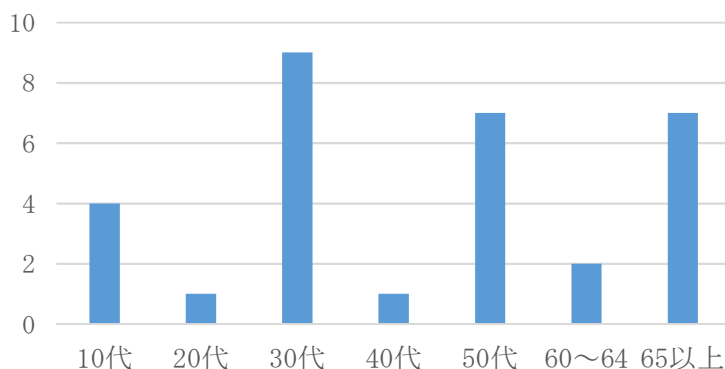
<男女別実績人数>



(2) 年齢別の実績人数

10代	4名
20代	1名
30代	9名
40代	1名
50代	7名
60~64歳	2名
65歳以上	7名
計	31名

<年齢別実績人数>

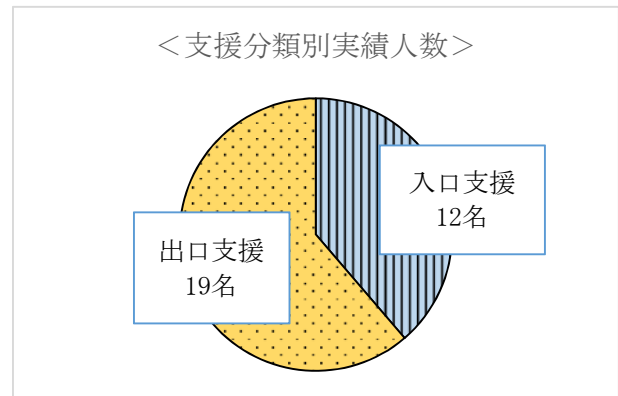


(3) 罪種別の実績人数

本モデル事業実施にあたって、罪種を問わず支援すること、罪種は支援担当者にとって極めてセンシティブな情報であることからその開示を求めることは申請を萎縮させかねないことから、調査しないこととした。

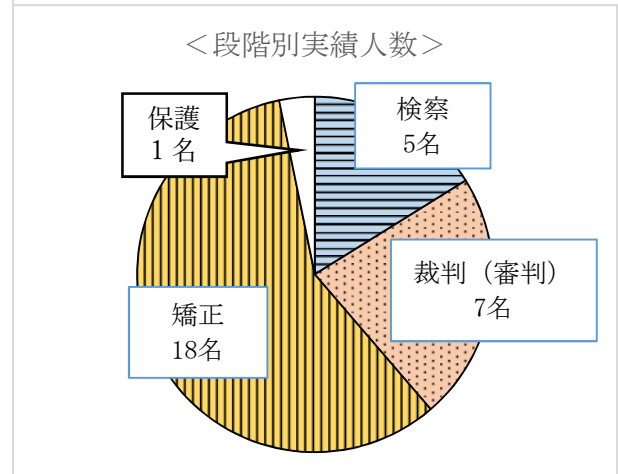
(4) 支援分類別の実績人数

入口支援	12名
出口支援	19名
計	31名



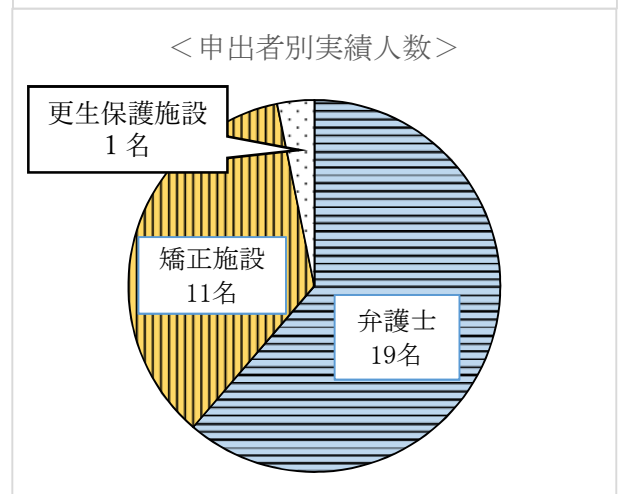
(5) 刑事司法手続の段階別の実績人数

検察段階	5名
裁判(審判)段階	7名
矯正段階	18名
保護段階	1名
計	31名



(6) 支援活動の申出者別の実績人数

弁護士からの申出	19名
矯正施設からの依頼	11名
更生保護施設からの依頼	1名
その他からの依頼	0名
計	31名



(7) 支援活動の主な内容別の実績人数 (複数項目に該当する者があり、合計とは不一致)

帰住先の確保の支援 (身元引受人、更生保護施設、住込就労等)	17名
福祉機関への引継ぎ (生活保護申請、年金受給等)	15名
就労先の確保の支援 (協力雇用主の紹介等)	10名
医療機関への引継ぎ (受診同行、入院手続等)	10名
法的な手続きの支援 (債務整理、財産管理等の相談)	4名
法的な手続きの支援 (不良養子縁組解消の相談)	1名
法的な手続きの支援 (遺産相続関係の相談)	1名
被害者遺族との面談調整・立ち会い	1名

## 6 寄り添い弁護士制度による支援に対するニーズ分析

### (1) 弁護士・付添人からのニーズ(いわゆる入口支援)

弁護士が捜査弁護活動において、検察官と折衝し、不起訴処分となった後、(元)被疑者を生活保護窓口や医療・福祉機関に同行することがある。裁判段階においては執行猶予判決がなされた場合も同様であり、保護観察付き執行猶予処分や少年事件において保護観察処分を受けた場合には、まず、保護観察所に赴かなければならないが、(元)弁護士・付添人がこれに同行することがある。このような活動は、従前(元)弁護士・付添人のボランティアとして行われていた。このような活動(いわゆる入口支援活動)を正当に位置づけてもらいたいという弁護士のニーズがある。弁護士からの報告書でも、多少でも活動費・交通費が支払われるのが心強かった旨の記載がある。

### (2) 矯正施設からのニーズ

モデル事業の中で、矯正施設からの申請が11名(約35%)を占めていたことは特筆に値する。刑務所においても特別調整などによる出所支援活動が取り組まれているが、その対象から外れた者について、出所後の帰住先も定かでないのに(再犯に至るのではないかとの危惧を抱きつつ)満期日に出所させざるを得ないケースがあった。このようなケースについて、寄り添い弁護士制度を利用、活用できることは非常に助かるという声が上がっている。今後のことではあるが、矯正機関からは、今後も継続してもらいたい、やめられては困るという声がある。また、債務整理、相続、不良縁組解消などの法律問題については、弁護士に相談に乗ってもらいたいというニーズがあった。

### (3) 更生保護施設からのニーズ

モデル事業の取り組みにおいては、保護観察所からの申請、更生保護施設からの申請が1件あった。これは、更生保護施設入所期間終了が近づいているのに、その後の居住先が定まっていないので、寄り添い弁護士制度に申請したというケースである。弁護士・付添人からの申請、矯正施設からの申請に比べれば、数は少ないが、こうしたニーズがあることは確認できた。寄り添い弁護士制度がない場合、このようなケースには対応できなかったと思われる。

なお、保護観察所から、保護観察中の者に対する支援の申請があったが、事情を伺い、モデル事業対象外の「相談」として対応(モデル事業では「相談のみ」は対象としていない)したケースがある。

### (4) その他からのニーズ

地域生活定着支援センターや協力雇用主会といった関係団体が活動する中においても、弁護士が活動できる分野がまだまだあろうかと思われる。この間の実績からすれば、支援対象者を支援する関係者の一員として加わる(具体的にはケース会議に加わり、支援計画を策定し、これを実施する一員)、法的分野における支援などが想定される。しかしながら、今回の事業期間においては、実績はなかった。

### (5) 愛知県弁護士会独自事業に見られるニーズ

本モデル事業の対象要件に該当しない事案について、愛知県弁護士会が独自事業として支援したものが17件ある。例えば、受刑者本人からの相談の依頼(受刑者本人が新聞報道で知った、受刑者の親族がよりよい弁護士制度を知って、受刑者に伝えたなどが端緒になっている)がある。また、愛知県内で刑事裁判、少年審判を受けたが、入所施設が愛知県外であるため、本モデル事業の対象とはならなかった事案がある。これら独自事業事案がかなりの数に上って

いることからすれば、社会復帰・再犯防止支援のための弁護士へのニーズは、より広く存在していると想定される。

## 7 寄り添い弁護士制度による支援のメリット

### (1) 検察・裁判段階（いわゆる「入口支援」）

いわゆる「入口支援」には、刑事事件・少年事件終了後、刑事弁護活動、付添人活動の延長として、事実上行っていた活動もある。しかし、刑事事件・少年事件としては終了しているので、国選弁護・付添人活動ではなく、費用支払いの対象とならなかった。寄り添い弁護士制度によれば、一部ではあるが、費用が支払われることになるので、弁護人・付添人が事件終了後の活動を行うモチベーションを高めることができる。また、こうした活動が行われていることが弁護士会内で情報として共有されることにより、弁護士の入口支援活動がより活性化する（「そうか、こういう活動もできるのか」「自分もやってみよう」など）ことが期待される。

### (2) 矯正施設からの出口支援

矯正施設の特別調整の対象とならなかった出所者に対しても支援できる。このような制度がなかったために、満期出所者に対する支援の空白があり、これを埋めることができるのは上記6(2)のとおりである。

寄り添い弁護士は、入所中のケース会議（施設担当者、出所後の自治体担当者（福祉関係）等が参加）に参加し、出所後もそこで決められた活動に従事する。寄り添い弁護士がいない場合は、出所前は施設担当者、出所後は自治体担当者等に「引き継ぐ」ことになるが、寄り添い弁護士制度では、同一弁護士が、出所の前後を通じて文字通り「寄り添って」活動をする。そのため、支援対象者からの安心感も大きい。

法的支援（債務整理、遺産分割等）の必要が生じた場合、矯正施設では一般的教示を行えるに留まるが、寄り添い弁護士であれば、具体的相談に乗り、必要に応じて依頼を受けて具体的解決に結びつけることが可能となる。

### (3) 保護段階

保護観察中、更生保護施設入所中に、その終了に向けた社会復帰支援を要することは、上記(2)の場合と同様であり、そのメリットも、(2)と同様のことが指摘できる。

#### <事例1> 入口支援（成人）の例

・対象者（50代男性）はスーパーで惣菜など数百円相当を盗んだことで、逮捕・勾留、起訴され、罰金刑が言い渡された。所持金は150円、アパートも賃料不払いにより荷物撤去・明渡を求められていた。

・国選弁護人は、言渡後の支援に取り組んだ。まず、収容されていた施設に迎えに行き、検察庁で保護カードを受領、保護観察所で担当者との面談に立ち会い。その後、本人の私物が置いてあるアパートに行って私物を持ってきて、入所が認められた更生保護施設まで送っていった。

・罰金刑や執行猶予判決によって釈放され、「検察庁、保護観察所に行きなさい」と指導しても、そこまでたどり着けるか。所持金150円では公共交通機関も利用できない。途中で空腹の余り、またスーパーで万引をしてしまうおそれもある。確実に更生保護につなげるためには、判決言渡後に弁護人が動くしかない（他の誰もやってくれる人はいない）。このような状況下での元弁護人（判決言渡によって弁護人ではなくなっている）の活動を支援するところに寄り添い弁護士の意義がある。

#### <事例2> 出口支援（成人）の例

- ・名古屋刑務所から情報提供を受け、その後、支援対象者を面談し、希望等を確認した。
- ・名古屋刑務所から、医療保護入院を受け入れる病院が見つかった旨の連絡を受け、その後、支援対象者と面談し、希望等を確認した。
- ・（満期）出所日、入院先病院での手続（医師による初診等）に立ち会い。同日、生活保護を受ける予定のため、区役所窓口へ移動。
- ・支援対象者と生活保護窓口へ同行し、生活保護手続を援助。病院で担当医師から病状、今後の見通しの説明を受けた。
- ・入院から3か月経過後、支援担当者と病院で面談。医師、ケースワーカーから病状等を聴取。生活保護担当者からも行政サービスの内容を聴取。
- ・入院が長引くことが予想されたので、支援活動を終了とした。
- ・名古屋刑務所からの依頼事案であったこともあり、刑務所からの情報提供を受け、連携した活動ができた。
- ・刑務所で可能なことは、入院先の医療機関に送り届けることまでであり、寄り添い弁護士が入院後も医療機関と連絡を取りながら、対象者の支援に当たることができた。出所前後を通じた、連続した社会復帰支援活動が可能となった。
- ・結果として、生活保護受給ができた。行政担当者からも行政サービスを適切に行っていく旨の連絡を受けることができた。

#### <事例3> 出口支援（少年）の例

- ・少年院からの依頼事案であり、仮退院に先立ち、施設でケース会議に参加。その後、本人と面談した。
- ・発達障害あり。精神障害者手帳1級を所持しているが、本人は障害を受容できない。
- ・仮退院後、更生保護施設に入所。就労先を探すものの、障害の存在を前提とした就労先探しに消極的だった。また、グループホーム入所についても消極的だった。
- ・面談を重ねるうちに、信頼関係もでき、グループホーム入所を理解するようになった。
- ・終了報告があり、担当弁護士からは、信頼関係構築には何度も面会する必要がある。早期依頼があれば、施設入所中から障害受容できたのではないかと、との感想あり。

## 8 寄り添い弁護士制度による支援における課題

当会として、初めての取組であり、全国的にも平成28年から実施している兵庫県弁護士会に続いて2例目である（兵庫県弁護士会の制度とは異なるところもある）。そのため、試行錯誤、手探り状態で進めた1年であった。以下は、実践の中で見えてきた課題であり、今後の制度発展に向けて対応策を考えていきたい。なお、モデル事業としては終了しているため、ここに挙げた課題は、今後寄り添い弁護士制度を継続化する際に検討すべき課題ということになる。

### (1) 申請者のかたより

31件の申請のうち、弁護士からの申請が19件、矯正施設からの申請が11件と多く、更生保護施設からの申請が1件、その他の関係機関・団体からの申請はなかった。これは、「寄り添い弁護士制度」により、どのようなことができるのか、どのような場合に利用可能なかの認知度が進んでいないためと考えられる。もっとも、あまりにも多数の申請があったとき、当

会として対応できるか、という不安もあり、関係機関・団体への広報を控えめにしたという事情もある。今後、保護関係者、その他の関係団体への更なる周知が必要であり、周知が進めば申請が更に増えると思われる。

#### (2) ノウハウ、ネットワークの弁護士への周知

支援担当弁護士においても、「寄り添い弁護士がどこまでやるのか分からない」「どこへつなげばいいか分からない」「活動のマニュアルや相談先をまとめてほしい」などの声がある。この1年の実践を整理し、どのような場合に、どのような活動ができるか、どこと連携を図ることが有効かなどを整理していくことが必要となっている。

#### (3) 申請と活動の時期

刑事施設からの申請の場合、刑事施設でやれるところまでやって対応できなくなると支援申請がなされるという例があった。上記事例2も申請があったのは出所予定日の1週間前であった。名古屋矯正管区との協議の中で、施設と寄り添い弁護士の「並行支援」もあってよい、との話になり、一定の対応はなされた。上記事例3でも早期の支援ができていれば障害受容を早くできたのではないかと、との感想が担当弁護士から出されている。今後、この制度を継続化するにあたっては、より早期から支援活動を開始できるように工夫すべきであろう。収容施設の処遇、支援と寄り添い弁護士の活動が並行してなされることで、罪を犯した人の社会復帰、再犯防止のために有意義な取組が可能になるかと考える。

#### (4) 地域制限の問題

本モデル事業の場合、捜査と刑事裁判、収容施設、帰住先がいずれも愛知県である場合に支援対象者が限定された。名古屋地方裁判所で実刑判決を受け、他府県の刑事施設（例えば福井刑務所、笠松刑務所）で服役した場合、帰住先が愛知県内でも支援対象とならない。少年の場合も、他府県の少年院に収容された場合は支援対象とならない。特に、対象者が女性の場合、愛知県の場合、実刑判決を受けた女性被告人は、愛知県内に名古屋刑務所豊橋刑務支所はあるものの、笠松刑務所（岐阜県内に所在）に収容される例も多い。また、少年院送致決定を受けた女子少年については、愛知県内に女子少年を収容する少年院が所在しないため、他府県に所在する女子少年院（例えば、交野少年院（大阪府所在））に収容されざるを得ないので、その問題性は大きい。今後の制度化にあたっては、この問題をどのように考えるかが課題となる。

#### (5) 他の制度との調整

よりそい弁護士の支援対象活動が、例えば、日本司法支援センター（略称「法テラス」）の民事法律扶助、日本弁護士連合会が行っている子どもに対する法律援助事業等の対象にもなる場合がある。これらの制度との関係において、いずれの制度を優先するのか、重複的利用は可能なのか、などを整理していく必要がある。

##### <事例4> 上記事例2と同一事案

施設からの申請が満期出所の1週間前であり、支援担当弁護士は大急ぎでの対応をしなければならなかった。名古屋矯正管区と、「並行支援」も可能であることを協議し、早めの申請をお願いした。

##### <事例5>

愛知県外の施設（刑務所、少年院）の被収容者に対する支援は、本モデル事業としては実施できなかったため、愛知県弁護士会の独自事業として支援した。



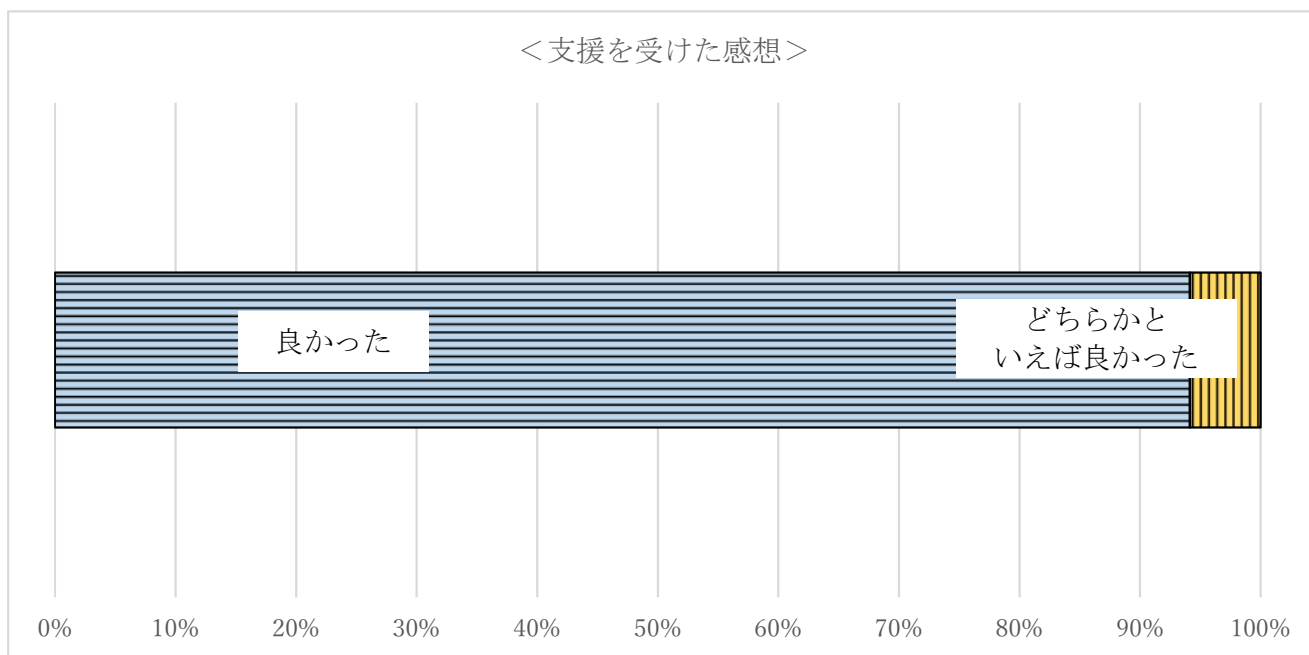
**9 支援対象者へのアンケート結果** (原本は別添のとおり)

(1) アンケート回収数

回答者数：17名 / 支援対象者数：31名 (回収率：55%)

(2) 寄り添い弁護士の支援を受けた感想

良かった	16名
どちらかといえば良かった	1名
どちらともいえない	0名
どちらかといえば役に立たなかった	0名
役に立たなかった	0名
計	17名



(3) 「良かった」又は「どちらかといえば良かった」と答えた理由 (複数回答可)

相談できる人ができた	16名
手助けをしてもらえた	10名
手続について知識を得られた	8名
法的アドバイスを得られた	1名

(4) その他の感想 (自由記載欄の主な回答)

- ・(被害者遺族への謝罪に支援してもらった少年から)「付き添ってもらって心強かった」
- ・「年金を受けることでよかった」
- ・(少年から)「色々相談に乗ってもらって、ご飯食べさせてもらいました」「手助けしてもらってよかった」

## 10 寄り添い弁護士からの終了報告書の主な内容

(原本は別添のとおり)

### (1) 支援にあたった寄り添い弁護士の概要

- ・支援対応人数：25人 / 寄り添い弁護士制度への登録人数：53人
- ・寄り添い弁護士の選任方法：愛知県弁護士会内で制度の周知を図った上で募集を行い、応募のあった者を寄り添い弁護士名簿に登録した。
- ・支援対応の割り当て方法：弁護士からの申出に基づく支援は、基本的に当該弁護士が対応し、それ以外に矯正施設等からの依頼に基づく支援は、登録名簿の掲載順を原則として、弁護士事務所の所在地等も勘案しながら割り当てを行った。

### (2) 行った支援の種類（複数回答可）

同行支援	17名
福祉的支援	14名
帰住先支援	12名
医療的支援	7名
就労先支援	6名
その他（債務整理）	1名
その他（障害受容）	1名

### (3) 行った支援により事業期間内に得られた成果（複数回答可）

生活保護などに結びついた	10名
帰住先が見つかった	9名
医療サービスを受けられることになった	8名
福祉サービスを受けられることになった	7名
就労先が見つかった	6名
その他（遺族宅への訪問が可能になった）	1名
その他（自助グループへの参加できるようになった）	1名
その他（電力供給が再開できた）	1名
その他（年金受給が再開できた）	1名

### (4) 寄り添い弁護士制度のメリット（利点）について（自由記載欄の主な回答）

- ・（財政的支援を受けられるので）「安心して活動できる」
- ・「有意義な制度だと思います」

### (5) 寄り添い弁護士制度のデメリット（問題点、改善を要する事項）について（自由記載欄の主な回答）

- ・「どこまでやればいいのかわからない」
- ・「活動方法についてのガイドライン、マニュアル的なものがあるといい」
- ・「（弁護士会からの）担当依頼のときに、事案の概要等の資料がほしい」「（施設からの依頼の場合）申請書にある担当者と実際に担当している人が違うことがある。誰と話せばいいか、実際に担当している人がわかるようにしてほしい」

## 11 事業実施団体としての所感

本年度、愛知県からの業務委託を受けて、本モデル事業を実施してきた。繰り返しになるが、当会としても初めての取組であり、試行錯誤の繰り返し、手探りの取組であった。

それでも、31件(当会独自事業を含めると48件)の事案を支援することができ、罪に問われた人・罪を犯した人の社会復帰・再犯防止支援のために弁護士、弁護士会がなすべきことがたくさんある、その社会的要請があることが実証できた。幸いにして、関係各所からも歓迎されており、継続を希望する、求める声も聞いている。

また、この取組の中で、名古屋矯正管区、名古屋保護観察所、そして愛知県との相互理解、関係強化ができたと思う。

この制度を1年限りの、愛知県限定の制度から、継続的で全国的な制度へと発展させるように努力していきたい。

本モデル事業の実施に御理解と御協力をいただき、ありがとうございました。